岩倉市認可外保育施設指導監督実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、愛知県事務処理特例条例（平成１１年愛知県条例第５５号）の規定に基づき岩倉市が行う児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第５９条、第５９条の２及び第５９条の２の５に規定する事務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業開始等の届出）

第２条　法第５９条の２第１項の規定による届出は、認可外保育施設設置届（様式第１）によるものとする。

２　法第５９条の２第２項の規定による変更の届出は、認可外保育施設内容等変更届（様式第２）によるものとする。

３　法第５９条の２第２項の規定による廃止又は休止の届出は、認可外保育施設廃止・休止届（様式第３）によるものとする。

（運営状況の報告等）

第３条　法第５９条の２の５第１項の規定による報告は、認可外保育施設運営状況報告書（様式第４）によるものとする。

（立入調査）

第４条　法第５９条第１項の規定により、市長は、当該職員をして施設又は事務所（以下「施設等」という。）に立ち入り、調査又は質問（以下「立入調査」という。）をさせることができる。この場合において、職員に児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第４９条第１項に定める証票を携帯させなければならない。

（改善指導等）

第５条　市長は、立入調査を行った結果、改善を求める必要があると認めるときは、当該施設等の設置者に対して改善指導を行うものとする。

２　前項の改善指導は、様式第５により文書をもって行うものとする。ただし、改善すべき事項が軽微なものであるときは、口頭により改善指導を行うことができる。

３　第１項の規定による改善指導を受けた施設等の設置者は、市長から改善措置状況等について報告を求められたときは、市長が定める期日までに、様式第６により報告しなければならない。

（勧告等）

第６条　前条第１項の規定による改善指導を受けた施設等の設置者が、指定した期日までに必要な改善を行わない場合は、市長は、法第５９条第３項に基づく勧告を行うものとする。

２　前項の勧告は、様式第７により行うものとする。

３　第１項の規定により法第５９条第３項に基づく勧告を受けた施設等の設置者は、直ちに必要な改善を行い、市長が定める期日までに、認可外保育施設改善等報告書（様式第８）を提出しなければならない。

（証明書の交付）

第７条　市長は、立入調査の結果、当該施設等が指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和６年３月２９日こ成保第２０６号こども家庭庁成育局長通知）の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」をいう。以下同じ。）を満たすものであると認めるとき、又は法第５９条第３項の規定による勧告により当該施設等の設置者が指導事項について改善した結果、当該施設が指導監督基準を満たすこととなった認めるときは、次の各号に掲げる施設等の設置者の区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付する。

(1)　１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設等の設置者　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第９（その１））

(2)　１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設等の設置者　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第９（その２））

(3)　ベビーシッター事業者（法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設の設置者（複数の保育に従事する者を雇用しているもの）をいう。）　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第９（その３））

(4)　個人ベビーシッター（法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設の設置者（複数の保育に従事する者を雇用していないもの）をいう。）　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第９（その４））

（公表）

第８条　法第５９条第４項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　市が発行する広報に登載する方法

(2)　岩倉市公告式条例（昭和４６年岩倉市条例第２号）第２条第２項に

定める掲示場に掲示する方法

(3) 岩倉市ホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

（事業停止命令等）

第９条　法第５９条第５項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命じようとするときは、市長は、あらかじめ、愛知県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

２　市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要すると認めた場合で、あらかじめ愛知県社会福祉審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、法第５９条第６項の規定により、前項の手続を経ないで同条第５項の命令をすることができる。

（事故等の報告）

第１０条　設置者は、当該施設で事故等が生じた場合は、直ちに認可外保育施設事故等報告書（様式第１０）を市長に提出しなければならない。

（長期滞在児童の報告）

第１１条　設置者は、当該施設に長期間滞在する児童がいる場合は、認可外保育施設長期滞在児報告書（様式第１１）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１月３１日から施行する。